

市立釧路総合病院 入院セット提供業務仕様書

この仕様書は、市立釧路総合病院（以下「甲」という）における患者サービスの一環として、入院準備物として必要な病衣やタオル等の入院セットを提供する業務について、実施事業者（以下「乙」という）に対して、仕様を定めるものである。

1. 業務名

入院セット提供業務

2. 履行期間

令和5年（2023年）2月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3. 事業概要

入院生活に必要な病衣やタオルなどを提供して、料金を請求する業務。

また、在庫管理、請求書の発行・入金確認を事業者が行い、行政財産使用料を当院に納付すること。

4. 病院の概況

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年間延入院患者数（人）	161,702	154,677	180,925
1日平均入院患者数（人）	443.0	423.8	494.3
年間新入院患者数（人）	11,696	11,000	12,801
平均在院日数（人）	12.9	13.1	13.2
病床利用率（%）	68.9	65.9	76.9

5. 運営に係わる行政財産使用料及び加算料

院内に物品の保管場所（別紙参照）を確保する。また、下記を留意すること。

行政財産使用料及び加算料（電気使用料）として市立釧路総合病院の土地及び建物に係る行政財産の使用料及び加算料算定基準要綱により、下記金額に消費税額を加え、使用許可する面積に乘算した金額を、当月初めに納入すること。

なお、釧路市公有財産規則により、行政財産の目的外使用は1年を超えることができず、都度申請が必要となる。

そのため、履行期間中であっても甲の目的外使用の許可が無ければ、乙は契約解除となる。

参考：2022年（令和4年）度行政財産使用料及び加算料

使用料（年額 14,750 円/㎡+消費税）×使用許可面積

加算料（年額 3,201 円/㎡+消費税）×使用許可面積

※1 月の途中からの使用に関して、当該月に関しては日割での計算となる。

※2 使用料年度額は土地評価額の変更時、加算料単価は毎年変更（過去3年の平均額により算出）となる。

6. 患者入院セットの構成について【様式6関係】

- (1) Aセット：病衣・タオル
- (2) Bセット：病衣
- (3) Cセット：病衣・タオル（生活保護受給者専用）
- (4) Dセット：紙おむつ（交換頻度が少ない患者用）
- (5) Eセット：紙おむつ（交換頻度が多い患者用）

- ①最優秀事業者の提案した価格が各入院セットの価格となる。
- ②構成は契約後実際の運用状況により変更となることがあり、変更時は内容、金額ともに都度協議する。
- ③セット利用者については、付属消耗品は必要時に使用できるものとし、利用者の希望により適切な量が無償で配布すること。また、追加料金の発生が無いようにすること。
- ④Cセットは、患者から希望があった際に、生活保護受給証明書を確認したうえで使用させること。また、病衣・タオルなどAセットに準じた内容とすること。
- ⑤緊急入院の患者にも対応すること。

7. 物品の提供について【様式6関係】

- (1) A, Cセットを申し込んだ利用者には、乙の準備する下記8(1)(2)を貸与すること。また、利用者の希望により8(5)を提供すること。
- (2) Bセットを申し込んだ利用者に対しては、乙の準備する下記8(1)を貸与すること。また、利用者の希望により8(5)を提供すること。
- (3) おむつを申し込んだ利用者に対しては、交換頻度に応じて8(3)(4)を提供すること。

8. 設置物品構成【様式6関係】

- (1) 病衣類：S～3L他各サイズ
使用目安：7～9月は3枚/週・その他の期間は2枚/週

- ①浴衣式寝巻き
- ②病衣上下
- ③小児用
- ④マタニティタイプ

- (2) タオル 使用目安：7枚/週

- ①バスタオル
- ②フェイスタオル

- (3) 紙おむつ サイズ各種（交換頻度が少ない患者用）

- ①アウター オンリーワン幅広テープ、オンリーワンパンツ前後フリー 1枚/日
- ②インナー オンリーワンパッドレギュラー 1～2枚/日

- (4) 紙おむつ：サイズ各種（交換頻度が多い患者用）

- ①アウター オンリーワン幅広テープ、オンリーワンパンツ前後フリー 1枚/日
- ②インナー オンリーワンパッドレギュラー 3～4枚/日

(5) 付属消耗品

- ①歯ブラシ
- ②歯磨き粉
- ③歯磨き用コップ
- ④入れ歯ケース
- ⑤入れ歯洗浄剤
- ⑥口腔ケアスポンジ
- ⑦口腔ケアジェル
- ⑧ボックスティッシュ
- ⑨ストローコップ
- ⑩カラーコップ
- ⑪吸い飲み
- ⑫ストロー
- ⑬ヘアブラシ
- ⑭イヤホン
- ⑮食事用エプロン（ディスポ）
- ⑯割りばし
- ⑰使い捨てスプーン
- ⑱使い捨てフォーク

9. 料金設定、契約および請求

(1) 各セットの料金については、個別に日額を設定すること。利用に際しては患者と乙が契約を行い、月単位等にて利用者へ直接請求すること。また、退院後1～2週間程度で請求すること。

(2) 利用料金の請求は、請求書および払込票を利用者に送付し、口座振替、コンビニ払いに対応すること。また、クレジットカードにも対応していることが望ましい。

(3) 利用料金に未収が発生した場合は、乙の責任において適切に対応すること。また、患者への請求業務全般に当院は関知しない。

10. 運用形態

(1) 利用者への申込案内は、当院職員が行う。

(2) 商品を利用者へ受け渡す業務は、当院職員が行う。

(3) 物品の利用数量について、当院職員は在庫調整等の管理は行わず、乙が管理を行う。

(4) 乙は利用契約書を随時回収、確認を行うこと。また、申込用の電子機器を院内に用意し、機器を用いて申込受付できる体制が望ましい。

(5) 入院セットの運用開始に際しては、事前に当院職員へ事業の説明会を実施すること。また、運用中も当院の求めにより随時説明会を実施すること。

(6) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備えて、代行による業務体制を整備していること。

11. 在庫管理、納品体制

(1) 乙は各病棟物品在庫管理を随時行うため、入院セットに係る物品に欠品が生じないように管理すること。

また、汚損・破損の物品を利用者へ提供しないよう十分留意すること。

12. 洗濯業務の体制

(1) 入院セット物品の洗濯は乙の責任において行い、使用済み病衣等は各病棟から回収すること。

(2) 商品の欠品、暴風雪等の災害時等にも入院用品の供給が可能なように、乙は洗濯工場を当院から1時間以内に配送可能な場所に有していること。また、洗濯工場は医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(3) 病衣等の品質管理が徹底されるよう洗濯は自社工場で実施するものとする。なお、洗濯工場を有しない場合は、前記条件に適合する洗濯工場を有する業者に、洗濯業務を委託することができる。

(4) 工場からの病衣等の集配回数は週3回以上とし、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従って適正に処理すること。

13. 損害賠償

明らかに乙の責により生じた重大な損害が発生した場合は、直ちに契約解除とする場合がある。なお、当該損害において当院は責を負わない。

14. 衛生管理

運営に当たり、衛生管理および感染症対策については、関係法令および当院の感染対策を遵守すること。

また、業務従事者は定期的に健康診断を実施するとともに、感染防護具を常に装着すること。

15. 守秘義務および情報の適正管理

乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

16. 問い合わせ等

入院セットの問合せおよび苦情等については乙が責任をもって対応すること。

17. 諸費用および必要物品の用意

乙は次の諸費用の支払および必要物品を用意する。

- (1) 物品管理に要する棚等の資材
- (2) 行政財産の整備に係る費用及び現状復帰費用
- (3) 使用済み病衣等の回収ボックス、ワゴン等
- (4) 利用者への説明資料、料金表類
- (5) 日数管理、運営管理等を目的とした電子機器類
- (6) 院内掲示のポスター
- (7) 感染防護具

18. その他

本仕様書に定めのない事項およびその他必要な事項については、甲乙双方誠意をもって協議のうえ、決定するものとする。